

次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金

業 務 等 質 問 (回 答) 書

質問日： 2025年 6月 25日

質問書提出者	商 号 又 は 名 称 ※	
	所 在 地	
	電 話	
	担当者 所属・氏名	
質 問 内 容	(質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては削除済み) ① 補助金の交付額の考え方について 弊社では、今年度に飛行ルート構築に向けた調査を実施。来年度に飛行実証を行う計画を立てております。 仮に本年度および来年度の予算総額がそれぞれ10,000千円とした場合、 ・ (来年度にも補助金申請を行う前提で)本年度に5,000千円、来年度に5,000千円の補助金が交付される可能性があるのか ・ それとも、事業全体を通じて補助金額が5,000千円に制限されるのか 上記のようなケースにおける補助金の交付額の考え方について、制度上の取り扱いをご教示いただけますと幸いです。 ② 経費区分について 弊社が主体となって事業を実施する前提で、本年度実施予定の飛行ルート設定に係る実務を外部機関に委託せず、社内に対応する場合、当該業務に要した工数（人件費等）は補助対象経費として認められるのでしょうか。 要項には「委託費」の項目が記載されておりましたが、上記のような自社実施による業務についての記述が見当たらなかったため、確認させていただきました。 お忙しいところ恐縮ですが、ご教示いただけますと幸いです。 何卒よろしくお願い申し上げます。	

※共同企業体を形成する者である場合、構成団体の名称を全て記載すること

回答日：令和7年6月26日

回 答	① 複数年度にわたる事業計画であっても、今年度に実施する範囲の事業が公募要領第3（補助対象事業の内容）を満たしていれば、今年度分について同要領第4（事業費及び補助率等）を適用します。 来年度の取扱いについては、予算措置を含めて未定です。 ② 人件費は補助対象となりません。
-----	---